

# 四半期報告書

(第200期第2四半期)

株式会社  
山形銀行



---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【事業等のリスク】 .....	4
2 【経営上の重要な契約等】 .....	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	4
第3 【提出会社の状況】 .....	17
1 【株式等の状況】 .....	17
2 【役員の状況】 .....	19
第4 【経理の状況】 .....	20
1 【中間連結財務諸表】 .....	21
2 【その他】 .....	60
3 【中間財務諸表】 .....	61
4 【その他】 .....	76
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	77

中間監査報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月22日

【四半期会計期間】 第200期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社 山形銀行

【英訳名】 The Yamagata Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 長谷川 吉 茂

【本店の所在の場所】 山形県山形市七日町三丁目1番2号

【電話番号】 山形(023)623局1221番(大代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 丹 野 晴 彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋二丁目5番16号  
株式会社山形銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3567局1868番(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役東京事務所長 武 田 昌 裕

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社山形銀行東京支店  
(東京都中央区京橋二丁目5番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度
		中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	22,386	23,094	22,511	44,729	45,037
連結経常利益	百万円	2,360	4,344	4,131	4,566	7,090
連結中間純利益	百万円	1,253	2,253	2,671	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	2,078	3,253
連結中間包括利益	百万円	—	2,358	1,841	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	1,091
連結純資産額	百万円	108,567	115,429	114,972	113,589	113,647
連結総資産額	百万円	1,885,563	1,977,778	2,079,683	2,019,035	2,048,095
1株当たり純資産額	円	610.88	648.28	644.73	638.78	636.90
1株当たり中間純利益金額	円	7.35	13.21	15.67	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	12.19	19.08
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	5.5	5.6	5.3	5.4	5.3
連結自己資本比率 (国内基準)	%	13.27	14.00	13.98	13.47	14.00
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	9,634	31,071	6,897	48,837	80,644
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△ 18,874	△ 38,718	△20,017	△ 44,541	△77,715
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△ 526	△ 518	△516	△ 1,076	△1,033
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	20,496	25,308	21,732	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	33,475	35,368
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,428 [828]	1,435 [803]	1,446 [773]	1,392 [821]	1,404 [805]

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、1「中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。  
3 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。  
4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。  
5 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。  
6 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。  
7 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。  
8 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

## (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第198期中	第199期中	第200期中	第198期	第199期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	18,657	19,712	19,362	37,519	38,352
経常利益	百万円	2,346	4,167	3,783	3,663	6,231
中間純利益	百万円	1,442	2,549	2,384	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	1,815	3,657
資本金	百万円	12,008	12,008	12,008	12,008	12,008
発行済株式総数	千株	172,000	172,000	172,000	172,000	172,000
純資産額	百万円	104,366	110,529	109,736	108,617	108,691
総資産額	百万円	1,870,095	1,964,741	2,067,640	2,004,428	2,036,237
預金残高	百万円	1,667,180	1,744,285	1,801,259	1,796,817	1,829,910
貸出金残高	百万円	1,186,171	1,213,056	1,243,711	1,221,675	1,226,246
有価証券残高	百万円	598,415	668,245	719,383	627,885	699,699
1株当たり中間純利益金額	円	8.46	14.95	13.99	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	10.65	21.45
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
1株当たり中間配当額	円	3.00	3.00	3.00	—	—
1株当たり配当額	円	—	—	—	6.00	6.00
自己資本比率	%	5.6	5.6	5.3	5.4	5.3
単体自己資本比率 (国内基準)	%	12.95	13.57	13.56	13.06	13.55
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,359 [772]	1,371 [761]	1,389 [732]	1,322 [773]	1,344 [760]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

4 平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、3月の東日本大震災発生により、その影響を大きく受け、一時的に弱含みとなりましたが、比較的早期に持ち直しの動きとなりました。

大震災がサプライチェーンの崩壊や広範囲な電力不足などをもたらした結果、企業の生産活動は一時的に大きく落ち込みましたが、復旧が早期に進んだことで持ち直しの動きとなり、輸出も上向きに転じました。消費マインドは期央には最悪期を脱し、個人消費や住宅投資はおおむね持ち直しに向かいました。また、公共投資についても、震災復興事業等により期末には回復の窺える状況となりました。しかしながら、企業収益は、大震災に加えて急激な円高の進行もあり悪化を余儀なくされ、国内の設備投資は低水準のまま推移しました。この間、雇用・所得環境は、改善の動きに足踏み感が強まるなど、厳しい状況が続きました。

金融面をみますと、短期金利は誘導水準である0.1%程度で推移しましたが、日本銀行が追加的な金融緩和策を実施したことで、長期金利も期を通して低下傾向となり、10年物国債利回りは一時1.0%を割り込む低い水準での推移となりました。また、日経平均株価は、海外経済の減速懸念などから期後半には下落基調を強め、期末にかけて8,000円台後半で推移しました。円相場は、海外から日本国内への資金還流などを受けて円高が進行し、平成23年9月には史上最高水準の1米ドル=76円台となりました。

当行の主要営業基盤である山形県内経済は、大震災による直接的な影響が比較的軽微であったことなどから、復旧・復興需要も取り込みつつ期後半にかけては持ち直しの動きがみられました。企業収益は大震災の影響により悪化し、設備投資は低調に推移しました。また、公共投資も引き続き減少しました。しかしながら、企業の生産活動は、比較的早期に持ち直したほか、個人消費も消費マインドが持ち直したことや、被災地支援のための経由地として県外からの需要が増加し、大型小売店販売を中心に緩やかな回復の動きをたどりました。また、住宅建設は、低水準ながら持ち家を中心に増加傾向となりました。こうしたなか、雇用・所得環境は、厳しさの残る状況ながら、持ち直しに転じております。

その結果、当第2四半期連結累計期間における財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。



#### ①預金等

預金ならびに譲渡性預金については、引き続き地域に密着した営業活動を行いました結果、当第2四半期連結累計期間中64億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は1兆8,953億円となりました。公金預金は季節的要因により減少いたしました。法人預金および個人預金がともに好調に推移しました。

#### ②貸出金

貸出金については、当第2四半期連結累計期間中183億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は1兆2,361億円となりました。大震災からの復興に取り組む企業の資金需要にも積極的に対応したほか、フラット35Sの金利優遇などの住宅取得支援策が実施されるなか、個人ローンの中心となる住宅ローンの増強に注力いたしました。また、地方公共団体向け貸出にも積極的に対応いたしました。

#### ③有価証券

有価証券については、ポートフォリオ改善を推進するなかで、引き続き安全性、流動性を重視した運用資産を積み上げた結果、当第2四半期連結累計期間中196億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は7,194億円となりました。

#### ④損益の状況

損益につきましては、経常収益は、資金運用収益の減少に加え、国債等債券売却益の減少により前第2四半期連結累計期間比5億82百万円減少し、225億11百万円となりました。経常費用は、与信関係費用は増加したものの、資金調達費用の減少を主因に同3億70百万円減少し、183億79百万円となりました。この結果、経常利益は同2億12百万円減少し、41億31百万円となりましたが、中間純利益は、特別損益は悪化したものの、税金費用（法人税等調整額含む）の減少等により同4億18百万円増加し、26億71百万円となりました。

#### ⑤セグメントの状況

当第2四半期連結累計期間のセグメントの業績は、銀行業務では、経常収益は前第2四半期連結累計期間比3億50百万円減少し、193億62百万円となり、セグメント利益は同3億84百万円減少し、37億83百万円となりました。リース業務では、経常収益は同1億84百万円減少し、24億78百万円となり、セグメント利益は同30百万円増加し、1億29百万円となりました。その他の事業では、経常収益は、同1億51百万円増加し、13億6百万円となり、セグメント利益は同63百万円減少し、1億82百万円となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローについては、貸出金の増加等による支出の増加を預金等の増加やコールマネー等の増加による収入の増加が上回ったことなどから、68億円の収入（前第2四半期連結累計期間比241億円収入減）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローについては、有価証券の売却および償還による収入を有価証券取得による支出が上回ったことなどから、200億円の支出（同187億円支出減）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローについては、配当金支払等による支出により、5億円の支出（同0億円支出減）となりました。

以上から、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、当第2四半期連結累計期間中136億円減少し、217億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題、研究開発活動

当第2四半期連結累計期間において、当行グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

研究開発活動については該当ありません。

## 国内・国際別収支

### (国内業務部門)

資金運用収支は、資金運用収益が前第2四半期連結累計期間に比べ3億99百万円減少し、資金調達費用が同3億57百万円減少したため、同41百万円減少し、123億8百万円となりました。

役員取引等収支は、役員取引等収益が前第2四半期連結累計期間に比べ77百万円増加し、役員取引等費用が同31百万円増加したため、同45百万円増加し、26億3百万円となりました。

その他業務収支は、その他業務収益が前第2四半期連結累計期間に比べ90百万円増加し、その他業務費用が同21百万円減少したため、同1億12百万円増加し、10億68百万円となりました。

### (国際業務部門)

資金運用収支は、資金運用収益が前第2四半期連結累計期間に比べ1億7百万円増加し、資金調達費用が同77百万円増加したため、同30百万円増加し、3億10百万円となりました。

役員取引等収支は、役員取引等収益が前第2四半期連結累計期間に比べ1百万円減少し、役員取引等費用が同2百万円増加したため、同3百万円減少し、10百万円となりました。

その他業務収支は、その他業務収益が前第2四半期連結累計期間に比べ4億円減少し、その他業務費用が同3億95百万円減少したため、同4百万円減少し、71百万円となりました。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	12,350	280	—	12,631
	当第2四半期連結累計期間	12,308	310	—	12,619
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	14,249	418	119	14,548
	当第2四半期連結累計期間	13,850	526	104	14,271
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	1,898	137	119	1,917
	当第2四半期連結累計期間	1,541	215	104	1,652
役員取引等収支	前第2四半期連結累計期間	2,557	14	—	2,571
	当第2四半期連結累計期間	2,603	10	—	2,613
うち役員取引等収益	前第2四半期連結累計期間	3,564	26	—	3,591
	当第2四半期連結累計期間	3,642	25	—	3,667
うち役員取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,007	11	—	1,019
	当第2四半期連結累計期間	1,039	14	—	1,053
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	955	76	—	1,032
	当第2四半期連結累計期間	1,068	71	—	1,140
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	3,825	472	—	4,297
	当第2四半期連結累計期間	3,915	72	—	3,988
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	2,869	396	—	3,265
	当第2四半期連結累計期間	2,847	0	—	2,848

(注) 1 「国内」とは、国内店の円建取引、及び国内(連結)子会社の取引であります。

2 「国際」とは、国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は「国際」に含めております。

3 相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。

## 国内・国際別役務取引の状況

国内業務部門においては、役務取引等収益は前第2四半期連結累計期間に比べ77百万円増加し、36億42百万円となりました。役務取引等費用は同31百万円増加し、10億39百万円となりました。

国際業務部門においては、役務取引等収益は主に為替取引で構成されております。前第2四半期連結累計期間に比べ1百万円減少し、25百万円となりました。役務取引等費用は同2百万円増加し、14百万円となりました。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	3,564	26	—	3,591
	当第2四半期連結累計期間	3,642	25	—	3,667
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	383	—	—	383
	当第2四半期連結累計期間	397	—	—	397
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	825	25	—	850
	当第2四半期連結累計期間	796	23	—	820
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	40	—	—	40
	当第2四半期連結累計期間	49	—	—	49
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	482	—	—	482
	当第2四半期連結累計期間	575	—	—	575
うち保護預り貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	57	—	—	57
	当第2四半期連結累計期間	56	—	—	56
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	698	0	—	699
	当第2四半期連結累計期間	652	0	—	653
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,007	11	—	1,019
	当第2四半期連結累計期間	1,039	14	—	1,053
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	168	8	—	176
	当第2四半期連結累計期間	165	9	—	175

(注) 1 「国内」とは、国内店の円建取引、及び国内(連結)子会社の取引であります。

2 「国際」とは、国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は「国際」に含めておりません。

国内・国際別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	1,738,593	4,094	—	1,742,687
	当第2四半期連結会計期間	1,795,092	4,854	—	1,799,947
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	860,329	—	—	860,329
	当第2四半期連結会計期間	917,163	—	—	917,163
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	860,727	—	—	860,727
	当第2四半期連結会計期間	857,632	—	—	857,632
うちその他	前第2四半期連結会計期間	17,536	4,094	—	21,630
	当第2四半期連結会計期間	20,296	4,854	—	25,151
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	73,167	—	—	73,167
	当第2四半期連結会計期間	95,405	—	—	95,405
総合計	前第2四半期連結会計期間	1,811,760	4,094	—	1,815,854
	当第2四半期連結会計期間	1,890,498	4,854	—	1,895,352

(注) 1 「国内」とは、国内店の円建取引、及び国内(連結)子会社であります。

2 「国際」とは、国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は「国際」に含めておりません。

国内・国際別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,204,516	100.00	1,236,171	100.00
製造業	163,957	13.61	161,325	13.05
農業、林業	3,521	0.29	3,754	0.30
漁業	225	0.02	184	0.02
鉱業、採石業、砂利採取業	406	0.03	302	0.02
建設業	43,074	3.58	41,537	3.36
電気・ガス・熱供給・水道業	14,770	1.23	21,073	1.70
情報通信業	6,308	0.53	6,206	0.51
運輸業、郵便業	14,945	1.24	22,163	1.79
卸売業、小売業	149,498	12.41	151,480	12.25
金融業、保険業	63,762	5.29	60,280	4.88
不動産業、物品賃貸業	128,596	10.68	127,612	10.32
各種サービス業	92,148	7.65	95,283	7.71
地方公共団体	168,285	13.97	187,380	15.16
その他	355,013	29.47	357,582	28.93
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,204,516	—	1,236,171	—

(注) 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内(連結)子会社であります。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	15,230	15,415	184
経費(除く臨時処理分)	11,019	10,874	△144
人件費	5,678	5,655	△23
物件費	4,709	4,627	△82
税金	631	592	△38
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	4,211	4,541	329
一般貸倒引当金繰入額	△807	1,122	1,930
業務純益	5,019	3,418	△1,600
うち債券関係損益	682	762	79
臨時損益	△851	364	1,216
株式等関係損益	△289	△428	△138
不良債権処理額	930	△700	△1,631
貸出金償却	20	7	△13
個別貸倒引当金繰入額	807	△770	△1,578
偶発損失引当金繰入額	49	13	△35
信用保証協会責任共有制度負担金	52	48	△4
貸倒引当金戻入益	—	—	—
償却債権取立益	—	0	0
その他臨時損益	368	91	△276
経常利益	4,167	3,783	△384
特別損益	△71	△27	44
うち固定資産処分損益	△18	△27	△9
うち貸倒引当金戻入益	36	—	△36
うち償却債権取立益	1	—	△1
うち資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	91	—	△91
税引前中間純利益	4,095	3,755	△340
法人税、住民税及び事業税	16	362	346
法人税等調整額	1,529	1,008	△521
法人税等合計	1,546	1,371	△175
中間純利益	2,549	2,384	△165

(注) 1 業務粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支

2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

5 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.48	1.38	△0.11
(イ)貸出金利回	1.80	1.69	△0.12
(ロ)有価証券利回	1.11	1.07	△0.04
(2) 資金調達原価 ②	1.39	1.28	△0.11
(イ)預金等利回	0.14	0.09	△0.05
(ロ)外部負債利回	0.11	0.12	0.01
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.09	0.10	0.01

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

## 3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	7.67	8.29	0.63
業務純益ベース	9.14	6.24	△2.89
中間純利益ベース	4.64	4.35	△0.29

(注) 上記計数は、年換算で算出しております。

## 4 預金・貸出金の状況(単体)

### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	1,744,285	1,801,259	56,973
預金(平残)	1,737,593	1,804,056	66,463
貸出金(末残)	1,213,056	1,243,711	30,654
貸出金(平残)	1,204,768	1,230,435	25,667

### (2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,293,117	1,330,256	37,139
法人	366,197	371,721	5,524
合計	1,659,314	1,701,977	42,663

(注) 譲渡性預金を除いております。

## (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	353,362	356,216	2,854
住宅ローン残高	333,566	337,466	3,900
その他ローン残高	19,796	18,750	△1,046

## (4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	746,500	755,464	8,964
総貸出金残高	② 百万円	1,213,056	1,243,711	30,654
中小企業等貸出金比率	①/② %	61.54	60.74	△0.80
中小企業等貸出先件数	③ 件	93,132	90,969	△2,163
総貸出先件数	④ 件	93,388	91,232	△2,156
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.73	99.71	△0.01

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

## 5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

## ○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	3	62	4	54
保証	2,097	14,680	1,841	15,015
計	2,100	14,743	1,845	15,069



(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	12,008	12,008
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	4,939	4,939
	利益剰余金	88,182	90,845
	自己株式(△)	809	814
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	511	511
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	4,890	5,047
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計 (上記各項目の合計額)	108,699	111,514
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
計 (A)	108,699	111,514	
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,261	1,249
	一般貸倒引当金	4,034	5,270
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—	
計	5,296	6,520	
うち自己資本への算入額 (B)	5,296	6,520	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	74
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	113,996	117,960
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	729,570	760,588
	オフ・バランス取引等項目	25,165	24,331
	信用リスク・アセットの額 (E)	754,735	784,920
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ( (G) / 8% ) (F)	59,486	58,379
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,758	4,670
計(E)+(F) (H)	814,222	843,300	
連結自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)	14.00	13.98	
(参考) Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)	13.35	13.22	

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	12,008	12,008
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	4,932	4,932
	その他資本剰余金	5	5
	利益準備金	7,076	7,076
	その他利益剰余金	81,098	83,581
	その他	—	—
	自己株式(△)	809	814
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	511	511
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計 (上記各項目の合計額)	103,800	106,278
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	103,800	106,278
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,261	1,249
	一般貸倒引当金	3,142	4,722
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
	計	4,404	5,972
うち自己資本への算入額 (B)	4,404	5,972	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	74
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	108,204	112,175
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	722,927	753,941
	オフ・バランス取引等項目	18,461	18,636
	信用リスク・アセットの額 (E)	741,388	772,578
	オペレーショナルリスク相当額に係る額 ( (G) / 8% ) (F)	55,464	54,550
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,437	4,364
計(E)+(F) (H)	796,852	827,129	
単体自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		13.57	13.56
(参考) Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		13.02	12.84

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	119	103
危険債権	172	171
要管理債権	22	42
正常債権	12,078	12,379

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	298,350,000
計	298,350,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	172,000,000	172,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	172,000,000	172,000,000	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年9月30日	—	172,000	—	12,008,576	—	4,932,527

## (6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	7,928	4.60
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	7,217	4.19
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィ スタワーZ棟)	7,190	4.18
両羽協和株式会社	山形県山形市東原町三丁目9番2号	5,936	3.45
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	4,711	2.73
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命証券管理部内	3,621	2.10
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・ サービス信託銀行株式会社)	東京都中央区築地七丁目18番24号 (東京都中央区晴海一丁目8番11号)	3,543	2.05
山形銀行従業員持株会	山形県山形市七日町三丁目1番2号	3,499	2.03
ノーザントラストカンパニー(エ イブイエフシー)サブアカウン トアメリカンクライアント (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	50 BANK STREET CANARY WHART LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	3,032	1.76
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィ スタワーZ棟)	2,924	1.70
計	—	49,603	28.83

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,500,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 168,806,000	168,806	—
単元未満株式	普通株式 1,694,000	—	1 単元 (1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	172,000,000	—	—
総株主の議決権	—	168,806	—

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社山形銀行	山形市七日町三丁目 1番2号	1,500,000	—	1,500,000	0.87
計	—	1,500,000	—	1,500,000	0.87

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。



1 【中間連結財務諸表】  
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	35,871	27,268
コールローン及び買入手形	37,328	36,031
買入金銭債権	10,688	9,404
商品有価証券	61	36
有価証券	※1, ※7, ※11 699,754	※1, ※7, ※11 719,439
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,217,852	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,236,171
外国為替	※6 382	※6 1,193
その他資産	※7 20,151	※7 23,241
有形固定資産	※9, ※10 14,645	※9, ※10 14,215
無形固定資産	1,594	1,412
繰延税金資産	6,527	6,117
支払承諾見返	19,097	20,859
貸倒引当金	△15,861	△15,706
資産の部合計	2,048,095	2,079,683
<b>負債の部</b>		
預金	※7 1,828,062	※7 1,799,947
譲渡性預金	60,795	95,405
コールマネー及び売渡手形	—	※7 17,000
債券貸借取引受入担保金	※7 971	※7 945
借用金	※7 6,820	※7 7,978
外国為替	28	85
その他負債	13,743	17,986
役員賞与引当金	20	10
退職給付引当金	2,157	1,762
役員退職慰労引当金	255	217
睡眠預金払戻損失引当金	156	170
偶発損失引当金	165	178
利息返還損失引当金	258	249
再評価に係る繰延税金負債	※9 1,915	※9 1,913
支払承諾	19,097	20,859
負債の部合計	1,934,448	1,964,710
<b>純資産の部</b>		
資本金	12,008	12,008
資本剰余金	4,939	4,939
利益剰余金	88,682	90,845
自己株式	△812	△814
株主資本合計	104,817	106,978
その他有価証券評価差額金	4,042	4,233
繰延ヘッジ損益	△1,133	△2,150
土地再評価差額金	※9 867	※9 863
その他の包括利益累計額合計	3,776	2,946
少数株主持分	5,053	5,047
純資産の部合計	113,647	114,972
負債及び純資産の部合計	2,048,095	2,079,683

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】  
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
経常収益	23,094	22,511
資金運用収益	14,548	14,271
(うち貸出金利息)	10,928	10,428
(うち有価証券利息配当金)	3,470	3,642
役務取引等収益	3,591	3,667
その他業務収益	4,297	3,988
その他経常収益	656	582
経常費用	18,749	18,379
資金調達費用	1,917	1,652
(うち預金利息)	1,227	816
役務取引等費用	1,019	1,053
その他業務費用	3,265	2,848
営業経費	11,634	11,701
その他経常費用	※1 913	※1 1,122
経常利益	4,344	4,131
特別利益	402	0
固定資産処分益	—	0
償却債権取立益	7	—
貸倒引当金戻入益	394	—
特別損失	199	53
固定資産処分損	19	53
減損損失	※2 89	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	91	—
税金等調整前中間純利益	4,546	4,077
法人税、住民税及び事業税	105	500
法人税等調整額	1,959	909
法人税等合計	2,064	1,409
少数株主損益調整前中間純利益	2,481	2,668
少数株主利益又は少数株主損失(△)	228	△2
中間純利益	2,253	2,671

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	2,481	2,668
その他の包括利益	△123	△826
その他有価証券評価差額金	1,691	190
繰延ヘッジ損益	△1,814	△1,017
中間包括利益	2,358	1,841
親会社株主に係る中間包括利益	2,129	1,844
少数株主に係る中間包括利益	229	△2

## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
当期首残高	12,008	12,008
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	12,008	12,008
資本剰余金		
当期首残高	4,939	4,939
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	4,939	4,939
利益剰余金		
当期首残高	86,440	88,682
当中間期変動額		
剰余金の配当	△511	△511
中間純利益	2,253	2,671
土地再評価差額金の取崩	0	3
当中間期変動額合計	1,741	2,162
当中間期末残高	88,182	90,845
自己株式		
当期首残高	△807	△812
当中間期変動額		
自己株式の取得	△2	△1
当中間期変動額合計	△2	△1
当中間期末残高	△809	△814
株主資本合計		
当期首残高	102,581	104,817
当中間期変動額		
剰余金の配当	△511	△511
中間純利益	2,253	2,671
自己株式の取得	△2	△1
土地再評価差額金の取崩	0	3
当中間期変動額合計	1,739	2,161
当中間期末残高	104,320	106,978
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	6,001	4,042
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,690	190
当中間期変動額合計	1,690	190
当中間期末残高	7,692	4,233

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
当期首残高	△537	△1,133
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1,814	△1,017
当中間期変動額合計	△1,814	△1,017
当中間期末残高	△2,352	△2,150
<b>土地再評価差額金</b>		
当期首残高	877	867
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△0	△3
当中間期変動額合計	△0	△3
当中間期末残高	877	863
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		
当期首残高	6,341	3,776
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△123	△829
当中間期変動額合計	△123	△829
当中間期末残高	6,217	2,946
<b>少数株主持分</b>		
当期首残高	4,666	5,053
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	223	△6
当中間期変動額合計	223	△6
当中間期末残高	4,890	5,047
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	113,589	113,647
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	△511	△511
中間純利益	2,253	2,671
自己株式の取得	△2	△1
土地再評価差額金の取崩	0	3
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	100	△836
当中間期変動額合計	1,839	1,325
当中間期末残高	115,429	114,972

## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	4,546	4,077
減価償却費	648	778
減損損失	89	—
貸倒引当金の増減(△)	△883	△154
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△10	△10
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△785	△395
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	15	△37
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	13	14
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	49	13
利息返還損失引当金の増減額(△は減少)	△26	△8
資金運用収益	△14,548	△14,271
資金調達費用	1,917	1,652
有価証券関係損益(△)	△389	△333
為替差損益(△は益)	△53	△58
固定資産処分損益(△は益)	19	53
貸出金の純増(△)減	8,191	△18,318
預金の純増減(△)	△52,424	△28,085
譲渡性預金の純増減(△)	9,085	34,610
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△117	1,158
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	32	△5,033
コールローン等の純増(△)減	64,014	271
コールマネー等の純増減(△)	—	16,974
商品有価証券の純増(△)減	△3,030	25
外国為替(資産)の純増(△)減	43	△755
外国為替(負債)の純増減(△)	4	57
資金運用による収入	14,345	14,203
資金調達による支出	△1,765	△1,657
その他	2,266	2,147
小計	31,248	6,917
法人税等の支払額	△230	△138
法人税等の還付額	52	118
営業活動によるキャッシュ・フロー	31,071	6,897
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△142,664	△151,769
有価証券の売却による収入	83,225	83,678
有価証券の償還による収入	21,448	48,438
有形固定資産の取得による支出	△448	△425
有形固定資産の売却による収入	23	70
無形固定資産の取得による支出	△302	△11
投資活動によるキャッシュ・フロー	△38,718	△20,017
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金の支払額	△511	△511
少数株主への配当金の支払額	△5	△3
自己株式の取得による支出	△2	△1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△518	△516

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	1
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△8,166	△13,635
現金及び現金同等物の期首残高	33,475	35,368
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 25,308	※1 21,732

## 【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

### 1 連結の範囲に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 連結子会社7社 会社名 山銀リース株式会社 山銀保証サービス株式会社 やまぎんカードサービス株式会社 やまぎんキャピタル株式会社 山銀システムサービス株式会社 山銀ビジネスサービス株式会社 木の実管財株式会社	
(2) 非連結子会社 該当ありません。	

### 2 持分法の適用に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。	
(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。	
(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。	
(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	

### 3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日                      7社	

### 4 会計処理基準に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	



当中間連結会計期間  
(自 平成23年4月1日  
至 平成23年9月30日)

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物： 2～30年

その他： 2～15年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。

当中間連結会計期間  
(自 平成23年4月1日  
至 平成23年9月30日)

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) リース取引の処理方法

(借手側)

当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月31日)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前中間純利益は52百万円(前中間連結会計期間は53百万円)増加しております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ等を個別に特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックスおよび一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代えております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップ等の特例処理を行っております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してまいりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間にわたり費用として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は153百万円(前連結会計年度末は248百万円)(税効果額控除前)であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
(16) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
(17) 収益及び費用の計上基準 ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

【追加情報】

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 無担保の消費貸借契約取引(債券貸借取引)により貸付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計20,375百万円含まれております。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,604百万円、延滞債権額は22,761百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は78百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,456百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は31,900百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,596百万円であります。</p>	<p>※1 無担保の消費貸借契約取引(債券貸借取引)により貸付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計15,427百万円含まれております。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,266百万円、延滞債権額は22,080百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は264百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,968百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は31,579百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,693百万円であります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																						
<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table data-bbox="239 280 774 481"> <tr> <td>有価証券</td> <td>93,401百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>102百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="239 380 774 481"> <tr> <td>預金</td> <td>3,698百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>971百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>3,950百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券62,983百万円を差し入れております。 なお、その他資産のうち保証金は330百万円であります。</p>	有価証券	93,401百万円	その他資産	102百万円	預金	3,698百万円	債券貸借取引受入担保金	971百万円	借入金	3,950百万円	<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table data-bbox="869 280 1404 347"> <tr> <td>有価証券</td> <td>111,640百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>62百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="869 380 1404 515"> <tr> <td>預金</td> <td>5,366百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td>17,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>945百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>5,220百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券62,928百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は328百万円あります。</p>	有価証券	111,640百万円	その他資産	62百万円	預金	5,366百万円	コールマネー及び売渡手形	17,000百万円	債券貸借取引受入担保金	945百万円	借入金	5,220百万円
有価証券	93,401百万円																						
その他資産	102百万円																						
預金	3,698百万円																						
債券貸借取引受入担保金	971百万円																						
借入金	3,950百万円																						
有価証券	111,640百万円																						
その他資産	62百万円																						
預金	5,366百万円																						
コールマネー及び売渡手形	17,000百万円																						
債券貸借取引受入担保金	945百万円																						
借入金	5,220百万円																						
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、544,683百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが537,989百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、538,000百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが527,680百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>																						

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">3,755百万円</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 25,469百万円</p> <p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は9,656百万円であります。</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">3,991百万円</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 25,635百万円</p> <p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は9,079百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)																									
<p>※1 「その他経常費用」には、株式等償却403百万円を含んでおります。</p> <p>※2 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した以下の営業店舗等について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額89百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">区分</th> <th style="text-align: left;">主な用途等</th> <th style="text-align: left;">種類</th> <th style="text-align: right;">減損損失</th> <th style="text-align: left;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休資産</td> <td>遊休資産 6か所</td> <td>土地及び建物</td> <td style="text-align: right;">89百万円</td> <td>山形県内</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td style="text-align: right;">89百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td style="text-align: right;">(うち土地 50百万円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td style="text-align: right;">(うち建物 38百万円)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>営業店舗については、営業店ごと（ただし連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）に継続的な収支の把握を行っていることから各店舗を、遊休資産については各資産をグループの最小単位としております。本店、事務センター、社宅、寮等については、独立したキャッシュフローを生み出さないことから共用資産としております。資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省 平成14年7月3日改正）に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	区分	主な用途等	種類	減損損失	場所	遊休資産	遊休資産 6か所	土地及び建物	89百万円	山形県内	合計			89百万円					(うち土地 50百万円)					(うち建物 38百万円)		<p>※1 「その他経常費用」には、貸出金償却72百万円、貸倒引当金繰入額293百万円及び株式等償却220百万円を含んでおります。</p>
区分	主な用途等	種類	減損損失	場所																						
遊休資産	遊休資産 6か所	土地及び建物	89百万円	山形県内																						
合計			89百万円																							
			(うち土地 50百万円)																							
			(うち建物 38百万円)																							

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	172,000	—	—	172,000	
合計	172,000	—	—	172,000	
自己株式					
普通株式	1,482	5	—	1,488	(注1)
合計	1,482	5	—	1,488	

(注1) 普通株式の自己株式の増加5千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

## 2 配当に関する事項

### (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	511	3.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	511	利益剰余金	3.00	平成22年9月30日	平成22年12月10日

## II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

### 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	172,000	—	—	172,000	
合計	172,000	—	—	172,000	
自己株式					
普通株式	1,496	4	—	1,500	(注1)
合計	1,496	4	—	1,500	

(注1) 普通株式の自己株式の増加4千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

## 2 配当に関する事項

### (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	511	3.00	平成23年3月31日	平成23年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	511	利益剰余金	3.00	平成23年9月30日	平成23年12月9日



## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年 9月30日現在 現金預け金勘定 25,824百万円 当座預け金 △56百万円 普通預け金 △390百万円 定期預け金 △0百万円 郵便振替 △68百万円 現金及び現金同等物 25,308百万円	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成23年 9月30日現在 現金預け金勘定 27,268百万円 当座預け金 △45百万円 普通預け金 △291百万円 定期預け金 △0百万円 ゆうちょ預け金 △197百万円 その他の預け金 △5,000百万円 現金及び現金同等物 21,732百万円

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

前連結会計年度 (平成23年3月31日)

有形固定資産

主として、車両及び電子計算機の一部であります。

当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)

有形固定資産

主として、車両及び電子計算機の一部であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当ありません。

(貸手側)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	
1 ファイナンス・リース取引		1 ファイナンス・リース取引	
(1) リース投資資産の内訳		(1) リース投資資産の内訳	
リース料債権部分	9,718百万円	リース料債権部分	9,985百万円
見積残存価額部分	355百万円	見積残存価額部分	354百万円
受取利息相当額	△1,602百万円	受取利息相当額	△1,543百万円
リース投資資産	8,471百万円	リース投資資産	8,796百万円
(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額		(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結決算日後の回収予定額	
	リース投資資産 (百万円)		リース投資資産 (百万円)
1年以内	3,354	1年以内	3,337
1年超2年以内	2,603	1年超2年以内	2,653
2年超3年以内	1,900	2年超3年以内	1,937
3年超4年以内	1,146	3年超4年以内	1,187
4年超5年以内	516	4年超5年以内	563
5年超	198	5年超	305

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

I 前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めておりません(注2参照)。また、重要性が乏しいと思われる科目については表記を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	35,871	35,871	—
(2) コールローン及び買入手形	37,328	37,328	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	9,511	9,647	136
その他有価証券	688,656	688,656	—
(4) 貸出金	1,217,852		
貸倒引当金(※1)	△14,132		
	1,203,720	1,223,668	19,948
資産計	1,975,088	1,995,172	20,084
(1) 預金	1,828,062	1,829,111	1,049
(2) 譲渡性預金	60,795	60,796	1
負債計	1,888,857	1,889,908	1,050
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2	2	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,906)	(1,906)	—
デリバティブ取引計	(1,903)	(1,903)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が1年以内と短期であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、債券額面金額および利息の合計を同様の新規私募債を引受けした場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き売り手と買い手の希望する価格差が著しく大きく、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて「有価証券」は、3,935百万円増加、「繰延税金資産」は1,574百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は2,361百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算出しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

### (4) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間（残存期間または金利の更改期間）に基づく区分ごとに、元利金の合計を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価等に関する事項の「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (※1) (※2)	1,471
② 組合出資金 (※3)	115
合 計	1,586

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について56百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めておりません（（注2）参照）。また、重要性が乏しいと思われる科目については表記を省略しております。

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	27,268	27,268	—
(2) コールローン及び買入手形	36,031	36,031	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	8,951	9,058	106
その他有価証券	708,762	708,762	—
(4) 貸出金	1,236,171		
貸倒引当金（※1）	△14,538		
	1,221,632	1,246,594	24,961
資産計	2,002,647	2,027,715	25,068
(1) 預金	1,799,947	1,800,852	905
(2) 譲渡性預金	95,405	95,406	0
負債計	1,895,352	1,896,259	906
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(76)	(76)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,237)	(2,237)	—
デリバティブ取引計	(2,313)	(2,313)	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が1年以内と短期であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、債券額面金額および利息の合計を同様の新規私募債を引受けした場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き売手と買手の希望する価格差が著しく大きく、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、「有価証券」は、2,214百万円増加、「繰延税金資産」は885百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,328百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算出しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

#### (4) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間（残存期間または金利の更改期間）に基づく区分ごとに、元利金の合計を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、帳簿価額を時価としております。

### 負債

#### (1) 預金及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (※1)	1,620
② 組合出資金 (※2)	103
合 計	1,724

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

- (注) 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

## I 前連結会計年度

### 1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	8,176	8,357	180
	その他	—	—	—
	小計	8,176	8,357	180
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,335	1,290	△44
	その他	—	—	—
	小計	1,335	1,290	△44
合計		9,511	9,647	136

### 2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	12,873	8,981	3,892
	債券	468,334	459,449	8,884
	国債	240,041	236,620	3,421
	地方債	144,371	140,517	3,853
	短期社債	—	—	—
	社債	83,921	82,312	1,609
	その他	31,855	29,796	2,059
	外国債券	27,047	26,007	1,040
	その他	4,807	3,789	1,018
	小計	513,063	498,227	14,836
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	14,129	17,513	△3,383
	債券	92,445	93,488	△1,042
	国債	74,399	74,810	△410
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	18,045	18,678	△632
	その他	73,820	77,073	△3,253
	外国債券	63,285	65,723	△2,437
	その他	10,535	11,350	△815
	小計	180,395	188,075	△7,679
合計		693,459	686,302	7,157



### 3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当連結会計年度における減損処理額は、448百万円（うち株式390百万円、債券57百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について当連結会計年度末日の時価が取得価額に比較して50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

## II 当中間連結会計期間

### 1 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	7,463	7,630	167
	その他	—	—	—
	小計	7,463	7,630	167
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,488	1,428	△60
	その他	—	—	—
	小計	1,488	1,428	△60
合計		8,951	9,058	106

### 2 その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	11,574	8,074	3,500
	債券	521,990	509,940	12,049
	国債	294,076	289,955	4,121
	地方債	139,797	133,894	5,903
	短期社債	—	—	—
	社債	88,116	86,091	2,025
	その他	24,956	23,573	1,382
	外国債券	23,702	22,580	1,121
	その他	1,253	992	260
	小計	558,521	541,589	16,932
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	15,279	19,834	△4,554
	債券	42,649	43,394	△744
	国債	27,548	27,599	△51
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	15,101	15,794	△693
	その他	95,627	99,736	△4,108
	外国債券	78,774	81,368	△2,593
	その他	16,853	18,368	△1,514
	小計	153,557	162,965	△9,408
合計		712,079	704,554	7,524

### 3 減損処理を行った有価証券

有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当中間連結会計期間における減損処理額は、255百万円（うち株式220百万円、債券34百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について当中間連結会計期間末日の時価が取得原価額に比較して50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

該当ありません。

II 当中間連結会計期間

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	7,157
その他有価証券	7,157
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	△3,116
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,040
(△)少数株主持分相当額	△2
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	4,042

II 当中間連結会計期間

○その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	7,524
その他有価証券	7,524
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	△3,293
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,231
(△)少数株主持分相当額	△1
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	4,233

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種 類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	11,833	11,833	△52	2
	受取変動・支払固定	11,853	11,833	△3	△3
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合 計	—	—	△55	△1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	83	—	△0	△0
	買建	25	—	0	0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△0	△0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

## (4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

## (5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、預金			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		95,256	92,256	△1,888
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金			
	受取固定・支払変動		—	—	(注) 3
	受取変動・支払固定		6,369	6,140	20
	合 計	—	—	—	△1,868

(注) 1. 主として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

## 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされる貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

## (2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建コールローン等	5,683	—	△101
	為替予約		—	—	—
	その他		—	—	—
為替予約等の振当処理	通貨スワップ		—	—	—
	為替予約		—	—	—
	合計	—	—	—	△101

(注) 1. 主として、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

## (4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

## II 当中間連結会計期間

### 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### (1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種 類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	14,097	14,097	△16	49
	受取変動・支払固定	14,097	14,097	△61	△61
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合 計	—	—	△78	△11

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

#### 2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	205	—	3	3
	買建	64	—	△0	△0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	2	2

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

## (4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。



(5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、預金			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		92,801	83,083	△3,582
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他	—	—	—	
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定	16,020	15,840	△70	
	合計				△3,652

(注) 1 主として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定してしております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされる貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載してしております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建コールローン等	35,675	766	1,344
	為替予約		—	—	—
	その他		—	—	—
為替予約等の振当処理	通貨スワップ		—	—	—
	為替予約		—	—	—
	合計				1,344

(注) 1 主として、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(資産除去債務関係)

I 前連結会計年度（平成23年3月31日）

当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	110	百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6	百万円
その他増減額（△は減少）	0	百万円
期末残高	<u>117</u>	<u>百万円</u>

II 当中間連結会計期間（平成23年9月30日）

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	117	百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	百万円
その他増減額（△は減少）	0	百万円
当中間連結会計期間末残高	<u>117</u>	<u>百万円</u>

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の分配の決定及び業績を評価するため、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行および連結子会社7社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務等の金融サービスに係る事業を行っております。したがって、当行グループの事業の内容によるサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は預金業務、貸出業務、有価証券投資業務および為替業務等を行っております。

「リース業」は連結子会社の山銀リース株式会社においてリース業務等を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は経常利益であります。

セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	19,609	2,568	22,177	916	23,094	—	23,094
セグメント間の内部経常収益	103	95	198	238	437	△437	—
計	19,712	2,663	22,376	1,155	23,531	△437	23,094
セグメント利益	4,167	98	4,266	245	4,511	△167	4,344
セグメント資産	1,965,458	12,425	1,977,883	18,008	1,995,891	△18,113	1,977,778
セグメント負債	1,854,211	9,342	1,863,553	16,236	1,879,790	△17,440	1,862,349
その他の項目							
減価償却費	627	12	639	8	648	—	648
資金運用収益	14,501	3	14,504	124	14,628	△80	14,548
資金調達費用	1,895	63	1,959	35	1,994	△77	1,917
有形固定資産及び無形固定資産増加額	716	30	747	8	756	—	756

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、調整額につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
- 2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行、信用保証、データ処理、クレジットカードおよびベンチャーキャピタル業等を含んでおります。
- 3 調整額は以下のとおりであります。
- (1)セグメント利益の調整額△167百万円は、セグメント間取引消去△167百万円であります。
- (2)セグメント資産の調整額△18,113百万円は、セグメント間取引消去△18,113百万円であります。
- (3)セグメント負債の調整額△17,440百万円は、セグメント間取引消去△17,440百万円であります。
- (4)資金運用収益の調整額△80百万円は、セグメント間取引消去△80百万円であります。
- (5)資金調達費用の調整額△77百万円は、セグメント間取引消去△77百万円であります。
- 4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

## II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

### 1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の分配の決定及び業績を評価するため、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行および連結子会社7社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務等の金融サービスに係る事業を行っております。したがって、当行グループの事業の内容によるサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は預金業務、貸出業務、有価証券投資業務および為替業務等を行っております。

「リース業」は連結子会社の山銀リース株式会社においてリース業務等を行っております。

### 2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は経常利益であります。

セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	19,277	2,398	21,676	1,018	22,694	△183	22,511
セグメント間の内部 経常収益	84	80	165	288	453	△453	—
計	19,362	2,478	21,841	1,306	23,147	△636	22,511
セグメント利益	3,783	129	3,912	182	4,095	36	4,131
セグメント資産	2,068,357	11,821	2,080,178	16,838	2,097,017	△17,334	2,079,683
セグメント負債	1,957,904	8,574	1,966,478	14,390	1,980,868	△16,157	1,964,710
その他の項目							
減価償却費	760	12	773	5	778	—	778
資金運用収益	14,229	2	14,231	102	14,334	△63	14,271
資金調達費用	1,634	50	1,684	28	1,712	△60	1,652
有形固定資産及び無 形固定資産増加額	420	15	435	1	437	—	437

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、調整額につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行、信用保証、データ処理、クレジットカードおよびベンチャーキャピタル業等を含んでおります。

3 調整額は以下のとおりであります。

(1)外部顧客に対する経常収益の調整額△183百万円は、「リース業」及び「その他」の貸倒引当金繰入額の調整であります。

(2)セグメント利益の調整額36百万円は、セグメント間取引消去36百万円であります。

(3)セグメント資産の調整額△17,334百万円は、セグメント間取引消去△17,334百万円であります。

(4)セグメント負債の調整額△16,157百万円は、セグメント間取引消去△16,157百万円であります。

(5)資金運用収益の調整額△63百万円は、セグメント間取引消去△63百万円であります。

(6)資金調達費用の調整額△60百万円は、セグメント間取引消去△60百万円であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

## 【関連情報】

### I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

#### 1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	10,976	5,287	2,568	4,261	23,094

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

### II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

#### 1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	10,488	5,110	2,355	4,556	22,511

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	—	—	—	89	89

（注）その他の金額は、全て遊休資産に係る金額であります。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	636.90	644.73

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	13.21	15.67
（算定上の基礎）			
中間純利益	百万円	2,253	2,671
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	2,253	2,671
普通株式の期中平均株式数	千株	170,514	170,501

（注） なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当ありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。



3 【中間財務諸表】  
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	35,866	27,265
コールローン	37,328	36,031
買入金銭債権	9,601	8,345
商品有価証券	61	36
有価証券	※1, ※2, ※8, ※12 699,699	※1, ※2, ※8, ※12 719,383
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,226,246	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,243,711
外国為替	※7 382	※7 1,193
その他資産	※8 5,826	※8 8,593
有形固定資産	※10, ※11 14,223	※10, ※11 13,930
無形固定資産	1,507	1,337
繰延税金資産	6,203	5,694
支払承諾見返	12,784	15,069
貸倒引当金	△13,494	△12,951
資産の部合計	2,036,237	2,067,640
<b>負債の部</b>		
預金	※8 1,829,910	※8 1,801,259
譲渡性預金	66,325	101,235
コールマネー	—	※8 17,000
債券貸借取引受入担保金	※8 971	※8 945
借入金	※8 3,965	※8 5,255
外国為替	28	85
その他負債	8,933	12,836
未払法人税等	87	358
リース債務	26	21
資産除去債務	117	117
その他の負債	8,702	12,337
役員賞与引当金	20	10
退職給付引当金	2,130	1,733
役員退職慰労引当金	237	211
睡眠預金払戻損失引当金	156	170
偶発損失引当金	165	178
再評価に係る繰延税金負債	※10 1,915	※10 1,913
支払承諾	12,784	15,069
負債の部合計	1,927,545	1,957,904

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	12,008	12,008
資本剰余金	4,937	4,937
資本準備金	4,932	4,932
その他資本剰余金	5	5
利益剰余金	88,781	90,657
利益準備金	7,076	7,076
その他利益剰余金	81,705	83,581
別途積立金	75,020	79,020
繰越利益剰余金	6,685	4,561
自己株式	△812	△814
株主資本合計	104,915	106,789
その他有価証券評価差額金	4,042	4,233
繰延ヘッジ損益	△1,133	△2,150
土地再評価差額金	※ <sup>10</sup> 867	※ <sup>10</sup> 863
評価・換算差額等合計	3,776	2,946
純資産の部合計	108,691	109,736
負債及び純資産の部合計	2,036,237	2,067,640

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
経常収益	19,712	19,362
資金運用収益	14,501	14,229
(うち貸出金利息)	10,892	10,396
(うち有価証券利息配当金)	3,470	3,641
役務取引等収益	2,928	3,044
その他業務収益	1,630	1,522
その他経常収益	651	564
経常費用	15,544	15,578
資金調達費用	1,895	1,634
(うち預金利息)	1,227	816
役務取引等費用	1,060	1,102
その他業務費用	874	644
営業経費	※1 10,939	※1 11,111
その他経常費用	※2 774	※2 1,085
経常利益	4,167	3,783
特別利益	38	0
特別損失	109	27
税引前中間純利益	4,095	3,755
法人税、住民税及び事業税	16	362
法人税等調整額	1,529	1,008
法人税等合計	1,546	1,371
中間純利益	2,549	2,384

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
当期首残高	12,008	12,008
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	12,008	12,008
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	4,932	4,932
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	4,932	4,932
その他資本剰余金		
当期首残高	5	5
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	5	5
資本剰余金合計		
当期首残高	4,938	4,937
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	4,938	4,937
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	7,076	7,076
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	7,076	7,076
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	75,020	75,020
当中間期変動額		
別途積立金の積立	—	4,000
当中間期変動額合計	—	4,000
当中間期末残高	75,020	79,020

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	4,040	6,685
当中間期変動額		
剰余金の配当	△511	△511
別途積立金の積立	—	△4,000
中間純利益	2,549	2,384
土地再評価差額金の取崩	0	3
当中間期変動額合計	2,038	△2,123
当中間期末残高	6,078	4,561
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	86,136	88,781
当中間期変動額		
剰余金の配当	△511	△511
別途積立金の積立	—	—
中間純利益	2,549	2,384
土地再評価差額金の取崩	0	3
当中間期変動額合計	2,038	1,876
当中間期末残高	88,174	90,657
<b>自己株式</b>		
当期首残高	△807	△812
当中間期変動額		
自己株式の取得	△2	△1
当中間期変動額合計	△2	△1
当中間期末残高	△809	△814
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	102,275	104,915
当中間期変動額		
剰余金の配当	△511	△511
中間純利益	2,549	2,384
自己株式の取得	△2	△1
土地再評価差額金の取崩	0	3
当中間期変動額合計	2,036	1,874
当中間期末残高	104,311	106,789

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	6,001	4,042
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,690	190
当中間期変動額合計	1,690	190
当中間期末残高	7,692	4,233
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△537	△1,133
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1,814	△1,017
当中間期変動額合計	△1,814	△1,017
当中間期末残高	△2,352	△2,150
土地再評価差額金		
当期首残高	877	867
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△0	△3
当中間期変動額合計	△0	△3
当中間期末残高	877	863
評価・換算差額等合計		
当期首残高	6,341	3,776
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△123	△829
当中間期変動額合計	△123	△829
当中間期末残高	6,217	2,946
純資産合計		
当期首残高	108,617	108,691
当中間期変動額		
剰余金の配当	△511	△511
中間純利益	2,549	2,384
自己株式の取得	△2	△1
土地再評価差額金の取崩	0	3
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△123	△829
当中間期変動額合計	1,912	1,044
当中間期末残高	110,529	109,736

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物： 2年～30年 その他： 2年～15年
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
	(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理</p>
	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
	<p>(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。</p>
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックスおよび一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行なっているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代えております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップ等の特例処理を行っております。 また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間にわたり費用として認識しております。当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は153百万円(前事業年度末は248百万円)(税効果額控除前)であります。</p>



	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

【追加情報】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き売手と買手の希望する価格差が著しく大きく、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、経営者の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。 なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、「有価証券」は2,214百万円増加、「繰延税金資産」は885百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,328百万円増加しております。 変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来のキャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。 (会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準) 当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 関係会社の株式総額 21百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約取引(債券貸借取引)により貸付けている有価証券が「有価証券」中の国債に合計20,375百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は6,528百万円、延滞債権額は23,175百万円であります。          なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。          また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は15百万円であります。          なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,446百万円であります。          なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は32,166百万円であります。          なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,596百万円であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 21百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約取引(債券貸借取引)により貸付けている有価証券が「有価証券」中の国債に合計15,427百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は5,207百万円、延滞債権額は21,827百万円であります。          なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。          また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は215百万円であります。          なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,957百万円であります。          なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は31,207百万円であります。          なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,693百万円であります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																						
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>93,401百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>3,698百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>971百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>3,900百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券62,983百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は327百万円であります。</p>	有価証券	93,401百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,698百万円	債券貸借取引受入担保金	971百万円	借入金	3,900百万円	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>111,640百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>5,366百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>17,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>945百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>5,190百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券62,928百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は326百万円あります。</p>	有価証券	111,640百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,366百万円	コールマネー	17,000百万円	債券貸借取引受入担保金	945百万円	借入金	5,190百万円
有価証券	93,401百万円																						
担保資産に対応する債務																							
預金	3,698百万円																						
債券貸借取引受入担保金	971百万円																						
借入金	3,900百万円																						
有価証券	111,640百万円																						
担保資産に対応する債務																							
預金	5,366百万円																						
コールマネー	17,000百万円																						
債券貸借取引受入担保金	945百万円																						
借入金	5,190百万円																						
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、526,012百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが519,319百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、519,925百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが509,604百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>																						
<p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p>3,755百万円</p>	<p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p>3,991百万円</p>																						

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
※11 有形固定資産の減価償却累計額 25,266百万円 ※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務は9,656百万円であります。	※11 有形固定資産の減価償却累計額 25,525百万円 ※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は9,079百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 525百万円 無形固定資産 90百万円 ※2 その他経常費用には、株式等償却403百万円を含んでおります。	※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 566百万円 無形固定資産 180百万円 ※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額352百万円及び株式等償却220百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,482	5	—	1,488	(注1)
合計	1,482	5	—	1,488	

(注1)普通株式の自己株式の増加5千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

II 当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,496	4	—	1,500	(注1)
合計	1,496	4	—	1,500	

(注1)普通株式の自己株式の増加4千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

前事業年度(平成23年3月31日)

有形固定資産

主として、車両及び電子計算機の一部であります。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

有形固定資産

主として、車両及び電子計算機の一部であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	208	187	—	21
無形固定資産	—	—	—	—
合計	208	187	—	21

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末 残高相当額
有形固定資産	117	114	—	3
無形固定資産	—	—	—	—
合計	117	114	—	3

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	23	3
1年超	—	—
合計	23	3

③ リース資産減損勘定期末残高

該当ありません。

④ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
支払リース料	27	19
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	24	17
支払利息相当額	1	0
減損損失	—	—

⑤ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑥ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式21百万円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

II 当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式21百万円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

I 前事業年度(平成23年3月31日)

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	110	百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6	百万円
その他増減額(△は減少)	0	百万円
期末残高	117	百万円

II 当中間会計期間(平成23年9月30日)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	117	百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	百万円
その他増減額(△は減少)	0	百万円
当中間会計期間末残高	117	百万円

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	14.95	13.99
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	2,549	2,384
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	2,549	2,384
普通株式の期中平均株式数	千株	170,514	170,501

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

#### 4 【その他】

##### 中間配当

平成23年11月11日開催の取締役会において、第200期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	511百万円
1株当たりの中間配当金	3円00銭



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月18日

株式会社 山形銀行

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	押	野	正	徳	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩	崎	裕	男	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山形銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山形銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月18日

株式会社 山形銀行

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	押	野	正	徳	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩	崎	裕	男	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山形銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第200期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山形銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



**【表紙】**

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月22日
【会社名】	株式会社 山形銀行
【英訳名】	The Yamagata Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 長谷川 吉 茂
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	山形県山形市七日町三丁目1番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社 山形銀行東京支店 (東京都中央区京橋二丁目5番16号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取長谷川吉茂は、当行の第200期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。